

## 山形県避難者向け借上げ住宅実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災等により、住宅を失い又は使用することができず、自らの資力では住宅を得ることのできない避難者に対して、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号。以下「法」という。）に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅（以下「借上げ住宅」という。）を、県が供給するために必要な事項を定めるものである。

### (入居者の要件)

第2条 借上げ住宅に入居できる者は、次の各号のいずれかに合致する者とする。

- (1) 東日本大震災等により被災した次に掲げる市町村からの避難者で、被災地の市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」を有し、かつ、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者  
ア 福島県大熊町及び双葉町の全域
- (2) 平成23年3月11日時点で前号に居住していた者又は借上げ住宅への申込み時点で同号に居住している者であって、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

### (県の役割)

第3条 県は、借上げ住宅に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の決定に関すること。
- (2) 借上げ住宅の賃貸借契約に関すること。
- (3) 入居者の入居及び退去の決定に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料等の支払いに関すること。
- (6) その他借上げ住宅の所有者、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会並びに公益社団法人全日本不動産協会山形県本部（以下「関係団体」という。）及び関係団体の会員である各借上げ住宅の仲介を行う宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）との調整に関すること。

### (所有者の役割)

第4条 借上げ住宅の所有者は、入居者の入居状況を常時的確に把握するよう努めるものとする。なお、入居者が無断で借上げ住宅から退去した場合は県に報告するものとする。

### (入居者の役割)

第5条 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅の適切な維持管理に努めるとともに、「山形県避難者向け借上げ住宅受入実施要領」及び「山形県避難者向け借

上げ住宅賃貸借契約書」に規定する入居者の義務等を遵守しなければならない。

- 2 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅を退去する場合は、あらかじめ県に届け出なければならない。

#### (仲介業者の役割)

第6条 借上げ住宅の仲介業者は、借上げ対象住宅への入居申込書を受理した場合は、速やかに県に提出するものとする。

- 2 借上げ住宅の仲介業者は、入居者の入居状況を常時的確に把握するよう努めるとともに、入居者が借上げ住宅を退去した場合は県に報告するものとする。
- 3 借上げ住宅の仲介業者は、借上げ住宅の賃貸借契約書を作成のうえ、県に提出するものとする。

#### (借上げ住宅の条件)

第7条 借上げ住宅の家賃は月額6万円以下とし、賃貸借契約締結時に一般的に必要な敷金、礼金及び仲介手数料を無料とする。

- 2 住宅の借上げ期間は、原則1年間とする。ただし、県が、必要があると認めた場合は、入居期間を次のとおり延長することができる。

(1) 第2条(1)アからの避難者については、令和8年3月31日まで延長する。

#### (借上げ住宅の対象)

第8条 借上げ住宅の対象は、仲介業者が仲介を行う前条第1項の規定を満たす民間賃貸住宅とする。

- 2 平成23年11月1日前に避難者が入居済みで、前条第1項の規定を満たす民間賃貸住宅を、関係団体からの申し出により借上げ住宅の対象とする。

#### (経費の負担)

第9条 借上げ住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 借上げ住宅の家賃、共益費及び管理費は、県が全額負担することとし、入居者は負担しないものとする。
- (2) 借上げ住宅の明け渡し時において原状回復に要する費用は、退去修繕負担金として、県が全額負担することとし、1物件あたり家賃の1ヵ月分を上限とする。
- (3) 仲介手数料及び入居期間延長関連業務手数料は、県が全額負担することとし、仲介手数料は1物件、入居期間延長関連業務手数料は1回あたりそれぞれ2万円を上限とする。
- (4) 損害賠償保険は県が加入し、加入に要する費用は県が全額負担することとし、入居者は負担しないものとする。
- (5) 電気、水道、ガス料金、家賃に含まれない駐車場料金及び自治会費等は、

入居者が全額負担するものとする。

(借上げ住宅による受入れ)

第 10 条 県は、借上げ住宅での避難者の受入れに関する必要な事項は、「山形県避難者向け借上げ住宅受入実施要領」に定めるところによる。

(借上げ住宅の契約)

第 11 条 県は、借上げ住宅の所有者と賃貸借契約を締結する場合は、別添 「山形県避難者向け借上げ住宅賃貸借契約書」により行うものとする。

2 県は、前項による賃貸借契約を変更する場合は、別添 2 「山形県避難者向け借上げ住宅賃貸借変更契約書」により行うものとする。

(事務の委託)

第 12 条 県は、借上げ住宅の供給に関する事務の一部を、関係団体に委託することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

(附 則)

- この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。
- この要綱は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。
- この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。
- この要綱は、平成 25 年 9 月 12 日から施行する。
- この要綱は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。
- この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。
- この要綱は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。
- この要綱は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。
- この要綱は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。
- この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。
- この要綱は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。
- この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。
- この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。
- この要綱は、平成 30 年 8 月 29 日から施行する。
- この要綱は、令和元年 8 月 21 日から施行する。
- この要綱は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 9 月 10 日から施行する。
- この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行する。
- この要綱は、令和 5 年 8 月 30 日から施行する。
- この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。